

## 都市経営会議設置要綱

### (設置)

第1条 「市民主体、市民協働の都市経営」の確立に向け、本市における課題の発見及び構想立案の段階から市民の意見を反映させるため、都市経営会議（以下「経営会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 経営会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、市民の立場から主体的に討議し、又は実践し、その結果を市長に提言する。

(1) 市民協働のまちづくりを実現するための方針及び方策づくり並びにモデル事業、フォーラム等の支援

(2) 本市のまちづくりにおける政策等の方向性及び方針

### (委員)

第3条 委員は、市内に在住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者で、本市のまちづくりに関心があり、継続して参加できるものとする。

2 委員は、広報等による公募又は団体等の推薦によるものとし、委嘱は行わない。ただし、市長が所掌事務の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、この限りではない。

3 座長が必要と認める場合には、追加して募集することができるものとする。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、1期までの再任を妨げない。

5 委員に対する報酬は、支払わない。

### (座長及び副座長)

第4条 経営会議に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員が互選する。

3 座長は、経営会議を代表し、会務を総理する。

4 座長は、経営会議を招集し、会議の議長となる。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (運営)

第5条 経営会議は、自主参加及び自主運営を基本とする。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

- 3 市長は、所掌事務の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、本人の同意を得て委員経験者を協力委員として経営会議に参加させることができる。
- 4 市は、資料、情報等を提供し、必要に応じ、担当職員を派遣し、又は外部アドバイザーを招聘する等、経営会議を支援するものとする。

(市長の責務)

第6条 市長は、経営会議の意見を市政に反映するよう最大限努めるものとする。

- 2 市長は、経営会議からの提言について、市における検討結果を経営会議へ提示して意見を求めるものとする。

(庶務)

第7条 経営会議の庶務は、経営会議担当において行う。

(その他)

第8条 経営会議の状況、市長への提言内容及びそれらに対する市の対応は、個人情報等に関するものを除き、広く市民に周知する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、経営会議の運営に関し必要な事項は、座長が経営会議に諮って別に定める。

附 則(平成16年2月16日市長決裁)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月12日市長決裁)

この要綱は、平成18年6月12日から施行する。